

# 福祉医療 (乳幼児以外) の更新申請

6月30日(金)までに  
手続きを

現在の福祉医療費受給券(乳幼児以外)、重度心身障害老人等福祉助成券、または精神科通院医療費受給券は、8月1日(火)から新しいものになります。引き続き医療費の助成を受けるためには、更新の手続きが必要で、更新の流れを左図で示します。なお、乳幼児で福祉医療費受給券を持つている人は、今回の更新手続きは不要です。彦根市の医療費助成制度は、下表のとおりです。新たに該当すると思われる人はお問い合わせください。

お問い合わせ先 困保険年金課 ☎ 30・6136番、FAX 22・1398番

### 更新の流れ

- 困保険年金課から6月初めに、手続きに必要な書類を郵送します
- 6月30日(金)までに更新申請書を提出してください
- 困保険年金課が所得などの審査を行います
- 引き続き8月1日以降も該当する人には、7月21日(金)頃に受給券などを郵送します

※更新申請書の提出がない場合、新しい受給券などをお渡しすることができませんので、期限内に提出してください。  
※審査の結果、前年所得が所得制限額を超過した場合は、受給券などを利用することはできません。

下記の対象に該当する人は、医療費の助成が受けられる場合があります  
※健康保険が利かないもの(選定療養費や差額ベッド代、食事代などの保険外診療分)、交通事故などは助成されません。

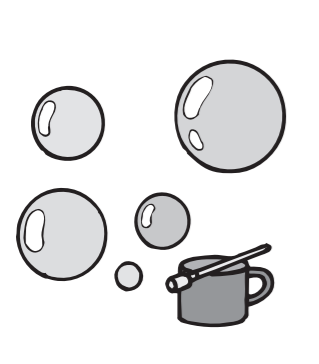
▶申請に必要なもの **健康保険証、印鑑** ※区分により追加書類などが必要です

区分	対象	追加書類など
乳 幼 児	0歳児から小学校入学前(6歳の誕生日の前日以後における最初の3月31日まで)の乳幼児	
小 中 学 生 入院医療費助成	彦根市に住民登録があり、健康保険に加入している小・中学生(入院にかかる医療費のうち保険適用の自己負担分を償還払いで助成します。)	通帳、領収書など
重度心身障害者	身体障害者手帳(1~3級)または療育手帳(A1、A2)を持つ人 特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が1級の人	身体障害者手帳 または療育手帳など
精神障害者精神科 通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)を持ち、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人※精神障害治療にかかる通院医療のみ対象	精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神科通院医療)
ひとり親家庭	母子・父子家庭で、18歳未満の児童(18歳の誕生日の前日以後における最初の3月31日までの人)を扶養している母または父と児童	児童扶養手当証書など
ひとり暮らし寡婦 (65歳未満)	かつて母子家庭の母に該当していた人で、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、今後も継続すると見込まれる人	ひとり暮らし寡婦申立書など
ひとり暮らし高齢寡婦 65~74歳		
心身障害者	身体障害者手帳(4級)または療育手帳(B1)を持つ人	身体障害者手帳 または療育手帳
低所得者	市民税を課せられている人がいない世帯に属し、扶養者も非課税の人	

ご注意ください!

8月1日から  
助成拡大

▶彦根市の医療費助成制度には、所得制限があります。本人、配偶者、扶養義務者(保険の扶養義務者、税の扶養義務者、同一住所の最多所得者)の所得が把握できない場合は、前住所地などでの課税証明書(所得額の分かるもの)が必要です。  
▶福祉医療の区分や本人・配偶者・扶養義務者の所得状況などにより、自己負担金が生じる場合があります。  
ひとり親家庭福祉医療費受給券を持つている保護者とその児童、または重度心身障害福祉医療費受給券を持つている児童(※)は、自己負担金の区分が撤廃され、保険適用部分の自己負担金なしで病院などにかかるようになります。 ※18歳の誕生日の前日以後、最初の3月31日を迎えるまでの人



## 国民健康保険料・介護保険料の決定通知書を送ります

困 保険料課

6月15日(木)に、平成29年度の国民健康保険料、介護保険料の決定通知書および納付書を送ります。  
国民健康保険料は世帯主に、介護保険料は各被保険者に送付します。いずれの保険料も4月から平成30年3月までの保険料を、6月から平成30年3月の間に合計10回に分割して納付していただきます(年金からの天引きの人は、年金が支給される時に天引きされます)。保険料は、皆さんの健康を守る医療を支える貴重な財源です。納付期限までに納めていただきますようお願いいたします(口座振替や、年金からの天引きによる支払いをしている人には、納付書は送付しませんので、通知書で金額を確認ください)。

国民健康保険の保険料率などは、彦根市ホームページ「いきいき健康ひろば」6月15日号に掲載しますのでご覧ください。

※後期高齢者医療保険料の通知書は7月中旬に発送します。

**還付金詐欺にご注意ください**  
医療費や保険料の還付を装った詐欺が多発しています。医療費や保険料の還付のために、ATMに誘導することは絶対ありません。不審な電話があった際は、すぐに困保険料課にご連絡ください。  
お問い合わせ先 困保険料課 ☎ 30・6145番、FAX 22・1398番

## 6月から図書館の開館時間を延長します

市立図書館

図書館では、多くの市民の皆さんに利用いただけるよう、6月から水曜日のみ午後7時まで開館します。  
なお、他の曜日の開館時間(午前10時~午後6時)と休館日(月曜日、祝日、第4木曜日)に変更はありません。  
お問い合わせ先 市立図書館 ☎ 22・0649番、FAX 26・0300番

## 臨時福祉給付金(経済対策分)申請は7月31日(月)まで

困 臨時給付金支給室

対象者には、通知文と申請書を送付しています。申請に必要な書類などは、広報ひろば4月1日号を確認いただくか、お問い合わせください。  
申請期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんのでご注意ください。  
また、給付金を装った振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。  
申請・問い合わせ先 困臨時給付金支給室(市役所3階) ☎ 0120・1528・90番、FAX 22・1398番

## 福祉有償運送の登録申請

困 障害福祉課

NPO法人などが、営利を目的としない範囲で、外出時に支援が必要な要介護認定者や身体障害者などを車を使って、有償で移送することができ、このサービス(福祉有償運送)を提供する場合には、「道路運送法」に基づき、運輸支局への登録が必要です。  
登録には「彦根市福祉有償運送運営協議会」の合意が必要で、福祉有償運送のサービスを行うおとする団体は、期日までに必要書類を提出してください。  
提出期限 6月23日(金) 午後



5時15分  
※今回の申請分は、7月下旬または8月上旬に開催予定の「彦根市福祉有償運送運営協議会」で審査されます。  
その他 必要書類、様式など詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。  
書類提出・問い合わせ先 彦根市福祉有償運送運営協議会事務局(困障害福祉課内) ☎ 27・9981番、FAX 26・1767番

## 児童手当の現況届

児童手当を受給している人は、6月分以降の同手当を受給するために現況届の提出が必要です。対象者には6月初旬に現況届の申請用紙を郵送します。必要事項を書いて提出してください。

提出期限 6月30日(金)

- ▶公務員の人は勤務先での手続きになります。
- ▶申請期限を過ぎても提出できますが、手当の振り込みが遅れる場合があります。
- ▶単身赴任など子どもと別居している人や平成29年1月2日以降に彦根市に転入した人は、他に必要な提出書類があります。詳しくは、郵送する現況届の案内用紙を確認してください。

提出場所 困保険年金課、支所・各出張所

※郵送で提出する場合は、同封の返送用封筒を利用してください。

お問い合わせ先 困保険年金課 ☎ 30-6136、FAX 22-1398